

学校感染症における出席停止の取り扱いについて

以下の感染症と診断された場合は、ご本人の健康回復と流行防止の観点から、学校は出席停止となります（学校保健安全法19条）。医師から診断を受けましたら、学校へご連絡いただくとともに、下表の基準をご参考の上、医師の指示により十分療養されますようお願い申し上げます。

なお、回復されました折には、お手数ですが下記報告書にご記入いただき、担任までご提出ください。（診断書等の添付は不要です。）

学校感染症と出席停止の期間の目安

	病名（潜伏期間・日）	出席停止の期間（めやす）
第一種	感染症予防法に規定される1類・2類感染症（結核をのぞく） ペスト、コレラなど11種	治癒するまで
第二種 学校の中で流行しやすい飛沫感染をする感染症	インフルエンザ（1～2）	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳（6～15）	特有の咳が消失するまで
	麻疹（10～12）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（14～24）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（14～21）	発疹が消失するまで
	水痘（11～20）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（5～6）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種	結核	感染のおそれなくなるまで
	流行性角結膜炎（7～）	治癒するまで ただし、医師により適当と認める予防措置をしたときまたは症状により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。
	急性出血性結膜炎（1～2）	
	腸管出血性大腸菌感染症（4～8）	
その他の伝染病		

----- キリトリ -----

学校感染症治癒報告書

以下により療養し、登校を再開しますので、報告いたします。

疾患名

受診医療機関

診断確定日 年 月 日

出席を停止した期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

年 組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印